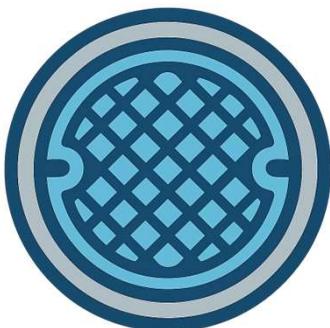
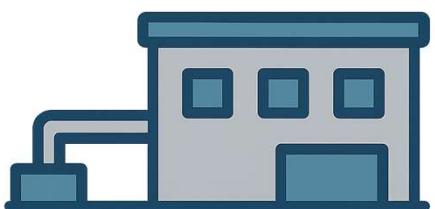


# わかりやすい 下水道事業会計

令和6年度 決算のポイント解説



東近江市

# はじめに

東近江市の下水道事業会計は、「地方公営企業法」という法律に基づき、公営企業として運営しています。

これは、自治体が行う事業のうち、特に公共性が高く、かつ経済性を重視する必要がある事業に適用される制度で、経営の透明性や効率性を高めることを目的としています。

この制度により、東近江市の下水道事業は、一般会計(税金)からの支援ではなく、市民の皆様からいただく「下水道使用料」の収入を主な財源として、自立した経営を行う「独立採算制」を採用しています。

つまり、下水道をご使用いただいた分の使用料で運営をまかない、将来にわたって持続可能なサービスを提供できるよう工夫しながら、地域の大切なライフラインである下水道を支えています。

また、下水道事業では毎年1回、4月から翌年3月までの1年間にわたる経営成績(どのような収入・支出があったか)や、財政状況(どれだけの資産・負債があるか)を整理・報告するため、決算書を作成しています。

この決算書は法的にも公開が義務付けされており、事業の透明性を高めるための大切な資料です。

ただし、会計や財務に関する内容が中心となるため、専門的な用語などが多く、馴染みのない方にとっては、内容を理解するのが難しい場合もあります。

そこで本書では、東近江市下水道事業会計の基本的知識や決算状況について、できるだけわかりやすく、図や説明を交えてご紹介します。

市民の皆様にとって、下水道がどのように支えられているのかを少しでも身近に感じていただき、興味をもっていただけるきっかけとなれば幸いです。

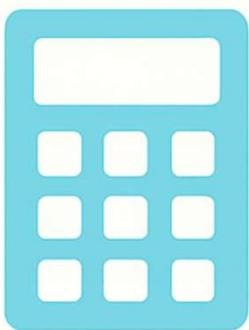
## もくじ

会計のしくみ	.....	4
コラム1:収益的収支と資本的収支のつながり	.....	5
令和6年度決算はどうだった??	.....	6
令和6年度決算から見る「収益的収支」	.....	7
黒字でも安心できない???	.....	8
令和6年度決算から見る「資本的収支」	.....	9
コラム2:見えにくいお金の正体 ～減価償却費と長期前受金戻入～	.....	10
今後の経営について	.....	12

# 会計のしくみ

下水道事業の経営は地方公営企業法という法律に基づき、**独立採算制**を採用しています。この方法は、税金からの支援ではなく、市民の皆様からいただく「下水道使用料」の収入を主な財源として、自立した経営を行うものです。

下水道事業会計の仕組みは次の3つに分かれています。



## 収益的収支

<毎日の事業を運営するための取引>

- + 収入: 下水道使用料など
- 支出: 電気代、薬品代、修繕費など

## 資本的収支

<長期間使うもののための取引>

- + 収入: 企業債、補助金など
- 支出: 施設の整備・更新費、企業債償還金など

利益を積み立て

不足分を補てん

## 留保資金

<将来施設を更新するための貯金>

### Point

- 収益的収支・・・「今の下水道を支えるためのお金」
- 資本的収支・・・「未来の下水道を守るために必要なお金」
- 留保資金・・・「未来の下水道を守るために貯金」

## 収益的収支と資本的収支のつながり

### ◆収益的収支で利益を出して貯金！

「収益的収支」は、下水道を毎日安全に使ってもらうための費用や収入のことです。

例えば、水質の検査や管の修理、処理場など施設の電気代、人件費などがこれにあたります。

それに対する収入が、下水道使用料になります。

この収支が黒字になると、その利益は将来のために積み立てておくことができます。

この積み立てが資本的収支で活躍します。



### ◆資本的収支で将来のための工事！

「資本的収支」は、管の更新や災害対策など、これからそのための工事や投資に関わるお金です。

一度に大きなお金がかかることがあります、補助金や借入金(企業債)などが主な財源です。

でも、それだけでは足りないため、収益的収支で積み立てていたお金が登場します。

日々の運営でコツコツ貯めたお金が、大きな工事の“あと押し”になるのです。



このように、収益的収支と資本的収支は、使い道も中身も違いますが、しっかりとつながっています。日々の運営がうまくいっていれば、将来の整備にも前向きに取り組むこともできますし、必要な時に備えもできるのです。

下水道をこれからも安心して使ってもらうには、「いま」と「これから」の両方を見据えて、ふたつの収支をバランスよく整えていくことがとても大切です。

# 令和6年度決算はどうだった？？

下の表は令和6年度の下水道事業会計の決算内容です。

4ページでお話した内容を踏まえて見てみましょう。

区分	決算額(税抜)	収支結果
 収益的 収入	40億円	純利益（収益的収入－収益的支出） ＝0.7億円（留保資金）
 収益的 支出	39.3億円	
 資本的 収入	19.5億円	不足額（資本的収入－資本的支出） ＝8.9億円
 資本的 支出	28.4億円	

収益的収入(毎日の経営のための収入)は40億円、収益的支出(毎日の事業運営のための支出)は39.3億円でした。差引きすると0.7億円のプラス(黒字)でした。この分は留保資金(貯金)として積み立てられます。

資本的収入(長期間使うもののための収入)は19.5億円、資本的支出(長期間使うものに必要な支出)は28.4億円でした。差引きすると8.9億円のマイナス(赤字)でした。この不足分は過去や今回の収益的収支で積み立てた留保資金などから補っています。

## Point

- ◆ 「毎日の経営」は黒字でまわせています。
- ◆ 「未来のための整備」にはお金がかかりましたが、貯金で対応できています。

では、もう少し細かく見てみましょう。

# 令和6年度決算から見る「収益的収支」

<収入:40億円(税抜)>

下水道使用料

17.8億円  
44%

長期前受金戻入

12.9億円  
32%

他会計繰入金

9億円  
23%

その他

0.3億円  
1%

収入の約半分は、市民のみなさんからいただく「[下水道使用料](#)」となっています。

2番目に多い「長期前受金戻入」とは、下水道管を通した時にもらった補助金を、施設を使える年数で分けた1年あたりの収入のことです。3番目に多い「他会計繰入金」は、下水道使用料収入だけではお金が足りない時に、一般会計(税金)から助けてもらっている収入です。この繰入金には国が認めた“[基準内](#)”のお金と、“[基準外](#)”のお金があります。

<支出:39.3億円(税抜)>

減価償却費

22.2億円  
57%

施設維持  
管理費

7.2億円  
18%

流域下水道  
維持管理  
負担金

5.1億円  
13%

その他

4.8億円  
12%

純  
利  
益  
0.7  
億円

支出の半分以上は「[減価償却費](#)」です。これは、施設を建てるのにかかったお金を、施設を使える年数で分けた1年あたりの支出のことです。2番目に多い支出「施設維持管理費等」は、下水道を安全に使うために、専門業者に施設の点検をしてもらうためのお金や、施設を動かすための電気代や修理代のことです。3番目に多い「流域下水道維持管理負担金」は、公共下水道の汚水が流れいく先の県処理場を運転するために必要なお金です。

収入 - 支出 = 0.7億円の純利益が発生し、留保資金に貯金することができました。

# 黒字でも安心できない？？？

## ◆ 収入「他会計繰入金」について

地方公営企業会計は、原則として「独立採算制」を採用しています。

しかし、原則だけでは不都合が生じたり、公営企業として福祉の観点も重視することから、一般企業のように黒字の事業だけ行うようなことができないため、どうしても赤字経営となってしまうことがあります。

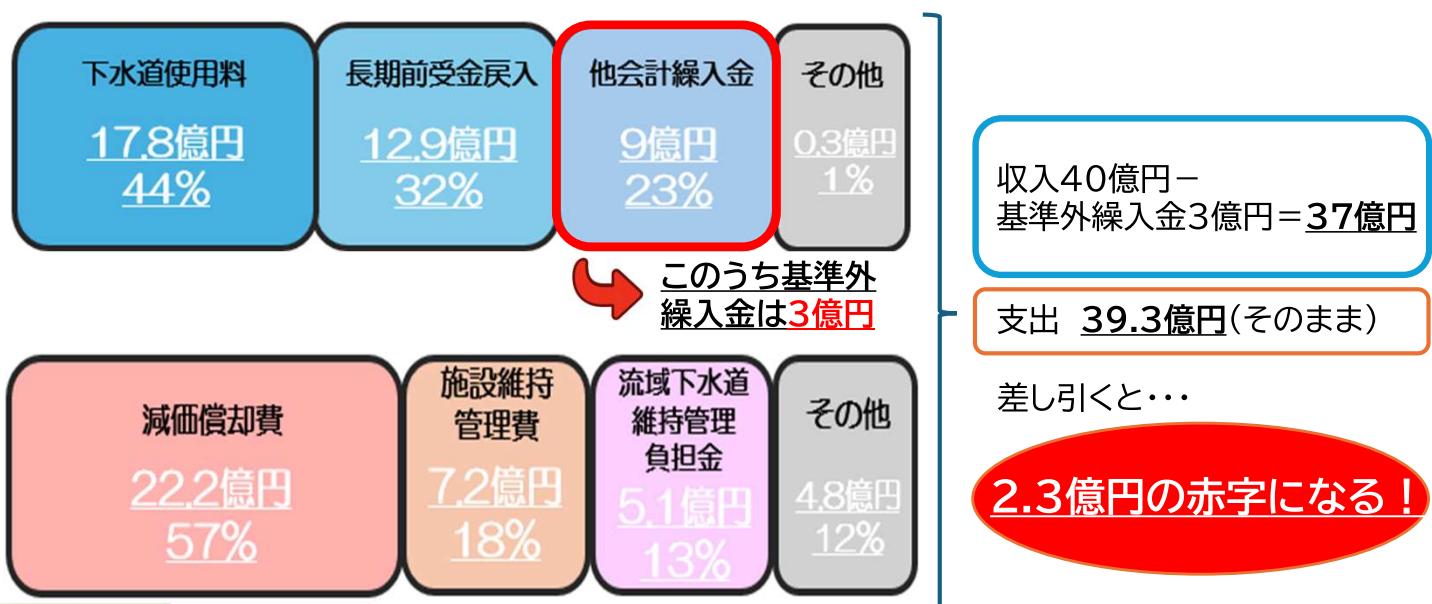
そこで「他会計繰入金」として一般会計(税金)からお金をもらっています。

他会計繰入金には「基準内」繰入金と「基準外」繰入金があります。

<他会計繰入金(令和6年度繰入額:9億円)>

基準内繰入金(6億円)	国が定めた基準に沿って、一般会計から繰り入れることが認められているお金 →制度上当然に認められる繰り入れ
基準外繰入金(3億円)	国の基準によらない、収入ではまかないきれない部分を補う <b>(赤字補てん)</b> ために繰り入れるお金 → <b>本来避けるべき繰り入れ</b>

<課題> 令和6年度収益的収入に基準外繰入金がないとどうなる？

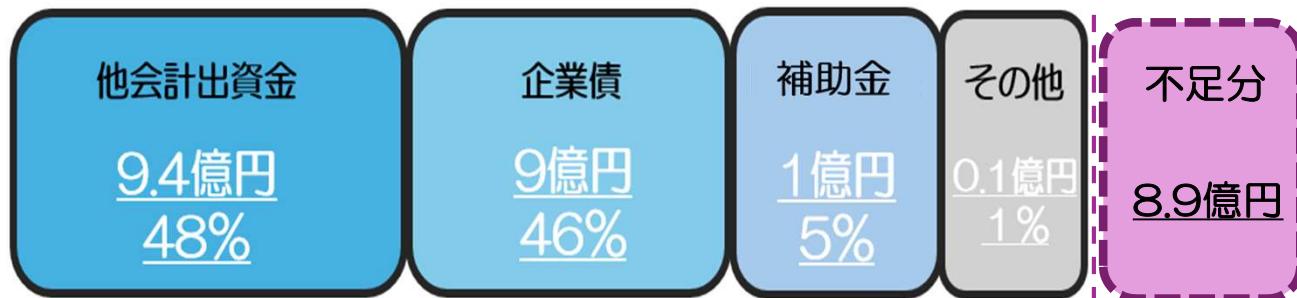


## Point

独立採算として健全的な黒字経営を行い、基準外繰入金に頼らないことが目標

## 令和6年度決算から見る「資本的収支」

<収入:19.5億円(税抜)>



収入の大半を「他会計出資金」と「企業債」が占めています。「他会計出資金」とは下水道工事などをするのに、他の収入では足りない分を一般会計に負担してもらっているお金です。「企業債」は、下水道工事などをするのに国や銀行から借りるお金です。3番目に多い「補助金」は、下水道工事などにかかるお金の一部を、国が補助してくれるお金です。

<支出:28.4億円(税抜)>



支出の大半は「企業債償還金」です。これは収入であった「企業債」を、毎年返しているものです。その次に多いのは「下水道工事関係」です。下水管の整備や、地震に備えた強化工事があります。

不足分の8.9億円(税込額9.3億円)は、過去や今回までの留保資金などで補てんしました。

## 見えにくいお金の正体 ～減価償却費と長期前受金戻入～

収益的収支の中には、“見えにくいお金”があります。それは「減価償却費」と「長期前受金戻入」。どちらも、実際に現金のやりとりがあるわけではないけれど、とても重要な要素です。

### ◆冷蔵庫は1年では使いきれない　～減価償却費～

たとえば、冷蔵庫を買ったら何年くらい使いますか？？

きっと、5年、10年と長く使いますよね。

下水道施設も同じように何十年も使います。

でも、建設費用は建てたときにまとめて支払います。

そこで登場するのが「減価償却費(げんかしょうきやくひ)」。

これは、施設を建てた時にかかったお金を、使える年数に分けて、毎年“少しづつ使った”ことにするルールです。

たとえば、10億円かけて作った施設を10年使うなら、毎年1億円ずつ費用として計上する、という考え方です。

この費用は実際にお金が出ていくわけではありません。けれど、施設を長く使うからこそ、将来の修理などを考えて、帳簿にちゃんと記録しておく。

それが減価償却費。冷蔵庫と同じように、一度に価値がなくなるわけではありません。



## ◆回数券はもちろん分けて使います～長期前受金戻入～

あなたが、電車に10回乗れる回数券を買ったとします。

この回数券、もらったその日に10回分使ったことになりますか？

…そんなことはありませんよね。普通は1回ずつ、少しずつ使っていきます。

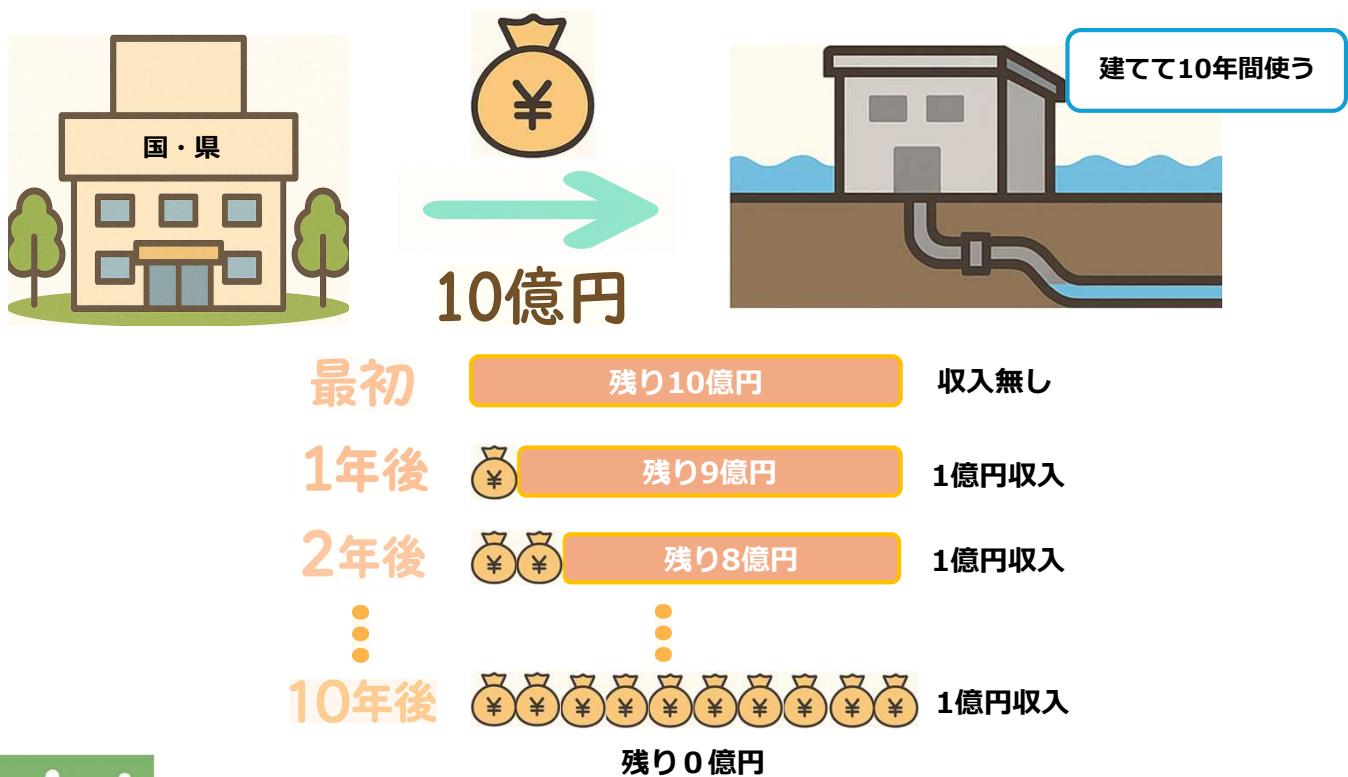
下水道事業会計にも同じような仕組みがあり、国や県から「この施設を作るのに使っていいよ」と、まとめた補助金をもらうことがあります。

作った施設は何十年と長く使うものだから、“もらったお金、使う年数に分けて、少しずつ収入として戻していく”というルールがあります。

これを「長期前受金戻入(ちょうきまえうけきんれいにゅう)」と言います。

たとえば、10億円のお金をもらって10年間使う施設を作った場合、1年ごとに1億円ずつ「今年分の収入」として計上していきます。

つまり、“まとめて受け取ったけど、使った分だけ収入にする”という仕組みです。



### Point

- ・減価償却費：施設を建てたときのお金、「使う年数」に分けて毎年の費用にする仕組み
- ・長期前受金戻入：国や県からもらうお金を、「使う年数」に分けて毎年の収入にする仕組み
- ・先にお金を払っている・もらっているから、実際にお金が動くわけではないけれど、施設の価値や使う年数に合わせて、正しく収支を記録するための大切な考え方

## 今後の経営について

### 課題

- ①汚水処理費用や施設維持管理費等支出の増加  
がますます見込まれる
- ②基準外繰入金に依存している
- ③人口減少により下水道使用料収入が減少する  
可能性がある



### 対策

- ①補助金等、建設改良のための財源確保
- ②下水道使用料改定の必要性を検討

令和6年度決算としては、純利益を計上することができました。  
しかしながら、8ページに記載のとおり、一般会計繰入金の基準外繰入金に大きく依存しており、実質的には赤字経営です。

さらに、施設の更新や汚水処理にかかる費用の増額、人口減少による下水道使用料収入の減少が予測され、今後ますます厳しい経営状況となると考えます。

安定した経営を行っていくため、経営状況の把握・分析に基づき、下水道使用料改定を検討しながら、経営の健全化に取り組んでいきます。

また、補助金や企業債など、施設維持管理のための財源も活用しながら、持続可能な下水道事業の運営を図っていきます。